

## 水俣市広告付番号案内表示システムの運用に係る無償提供事業者募集要領

### 1 趣旨

水俣市では、市民サービスの向上、窓口業務の効率化及び本市の窓口業務に係る経費節減を目的として、本庁2階の待合スペースに、番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター等からなるシステム（以下「システム等」という。）を無償で設置し、運用できる事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

### 2 事業を行う施設の名称及び設置場所等

#### (1) 施設の所在地及び名称

熊本県水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市役所

#### (2) 設置場所

2階 市民課及び税務課前待合スペース

#### (3) 参考事項

① 人口 22,133人（令和5年12月末日現在）

② 窓口事務取扱件数（令和4年度実績）

住民基本台帳関係：住民票等 約8,900件

印鑑登録・証明書等 約5,800件

戸籍関係：戸籍謄抄本等 約8,500件

国民健康保険関係：国民健康保険 約2,500件

後期高齢 約1,300件

国民年金関係：約1,800件

税証明・納付関係：約3,800件

税申告関係：約1,000件

### 3 提案条件等

#### (1) 設置事業者の施設使用形態

システム等の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び水俣市庁舎等管理規則(昭和42年規則第8号)の規定に基づき、水俣市が設置事業者に対して、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。また、本事業によって発生する行政財産の使用料については、水俣市行政財産使用料条例(平成7年条例第33号)第3条第3号の規定に基づき、減免とします。

#### (2) 提案内容

別添「仕様書」を参考に、システム等の具体的な設置予定機材等（設置台数・方法等）を提案してください。

#### (3) 広告の方法

モニター画面における動画又は静止画による広告とします。

#### (4) システム等の設置期間

ア 令和6年5月から令和11年4月末日まで

イ アの期間については、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和7年6月1日から4年を限度（最長 令和11年5月31日

- まで)に、1年を単位として使用許可の更新を申請することができます。
- (5) システム等の運用開始予定日  
令和6年5月13日(月)
  - (6) システム等の施工の方法、メンテナンス等の管理体制及び故障時の対応体制、  
企画提案書に従って、システム等の設置方法、メンテナンス、破損時の対応など  
保守管理に関する内容を提案してください。
- 4 仕様書等の交付方法  
水俣市ホームページ(分類から探す>産業・しごと>入札・契約>お知らせ)から  
ダウンロードしてください。
- 5 応募資格  
この事業に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に  
該当しないこと。
  - (2) 募集開始の日から協定締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は水  
俣市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていないこと。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民  
事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て及びその  
開始決定又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て  
及びその開始決定がされていないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第  
2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を  
有する者が経営、運営に関係していないこと。
  - (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
  - (6) 九州管内に保守拠点を有する者であること。
  - (7) 自治体における広告代理業又はそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務  
実績があること。
- 6 募集に関する質問の受付  
募集内容に関して質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。
- (1) 受付期間  
令和6年1月31日(水)午後5時まで
  - (2) 提出先  
水俣市役所市民課
  - (3) 提出方法  
質問書(様式4)により、持参又はファックス・電子メールで提出してくださ  
い。ただし、ファックス・電子メールで質問書を提出する場合は、送信後、必ず  
電話連絡による受信確認を行ってください。
  - (4) 回答方法  
令和6年2月7日(水)午後5時までに、水俣市のホームページ(水俣市役所  
広告付番号案内表示システム無償提供事業者募集について)へ掲載します。  
※ホームページアドレス <https://www.city.minamata.lg.jp>

(5) 質問に関する留意事項

- ア 質問への回答内容は、本募集要領及び仕様書と一体となって効力を有するものですので、必ず内容を確認してください。設置事業者の選定後、仕様等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできません。

7 応募方法等

(1) 受付期間

広告の日から令和6年2月22日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市役所市民課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参については、土日祝日及び休日を除く開庁日の8時30分から17時までとします。

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

(4) 提出書類

① 申込書(様式1)

② 誓約書(様式2)

③ 企画提案書(様式3)

④ 会社概要関係書類(所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの)

⑤ 類似事業の実績を示す資料(平成30年度から令和4年度、任意様式)

⑥ 国税及び地方税に未納がないことの証明

⑦ 商業登記事項証明書

※任意様式のものや添付資料等については、全てA4サイズ、左綴じとし、複数ページにわたる際はページ番号を付してください。

※証明書等は3か月以内のものとし、ます。

(5) 応募に関する留意事項

ア 水俣市広告付番号案内表示システムの運用に関する要綱、水俣市広告付番号案内表示システム広告掲載基準、本募集要領及び仕様書の内容を承諾のうえで、応募してください。

イ 提出部数については、8部とし、うち7部については、社名・代表者印は不要とします。

エ 提出された書類の修正等はできません。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担となります。

8 設置事業者の選定等

(1) 選定にあたっては、「水俣市広告付番号案内表示システム無償提供事業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選定します。

(2) 選定委員会は、提出いただいた書類等に基づき、企画内容について総合的に審査を行います。なお、提案内容について、ヒアリングを実施する場合があります。

す。

- (3) 選定委員会における審査は、「水俣市広告付番号案内表示システム無償提供事業者選定に係る評価表」に規定する項目及び基準（以下「評価基準」という。）により実施します。
- (4) 応募書類に重大な不備等がある場合は、当該提案について審査を行わない場合があります。
- (5) 応募者が1事業者であっても、同様の審査を行い選定します。
- (6) 審査結果は、応募者それぞれに、書面で通知する（令和6年2月下旬予定）とともに、水俣市ホームページで公表します。  
なお、公表は結果のみとし、審査経緯についての公表は行いません。  
また、審査結果に対しての問い合わせ及び異議申立は受け付けません。

## 9 応募者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2案以上の企画提案書が提出された場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、特定委員会が失格であると認めた場合

## 10 協定手続等

選定委員会で特定された設置事業者は、企画競争を実施した結果、最適な提案者として特定しただけであり、協定を締結するまで契約関係を生じません。

市は、選定委員会で特定された設置事業者と協議し、提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、協定を締結するものとします。

なお、協定の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は協定を締結しないことがあるほか、本市が被った損害について損害賠償を求める場合があります。

## 11 お問い合わせ先

〒867-8555

熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市役所市民課

電話：0966-61-1611（戸籍住民係）

ファックス：0966-63-9049

Eメール：[simin@city.minamata.lg.jp](mailto:simin@city.minamata.lg.jp)